

八街市教育委員会議事録

令和6年第2回定例会

期 日 令和6年2月15日(木)
開会 午後 1時26分
閉会 午後 2時12分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	浅 尾 智 康
出席委員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	吉 田 昌 弘
	委 員	橋 爪 通 代
	委 員	近 藤 博

出席職員	教 育 部 長	土 屋 武 志
	教育総務課長	富 谷 和 恵
	学校教育課長	一 瀬 祐 彦
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	須賀澤 勲
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	土 屋 顕 仁
	図書館長	富 谷 のり子
	学校給食センター所長	岩 井 濟
	教育総務課副主幹(事務局)	幸 野 慎 一

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和6年第2回八街市教育委員会定例会議を開会します。
本日の出席には私を含めて全員です。
定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。
本日の日程は事前に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指定

○教育長

議事録署名人に山田教育長職務代理者と吉田委員を指定します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を土屋部長よりお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和6年1月25日から2月14日まで、教育長が出席しました主な行事及び動静についてご報告いたします。

1月26日 流山市おおたかの森ホールで行われました千葉県市町村教育委員会連絡協議会主催による第2回教育長・教育委員研修会に参加しました。この研修会では、千葉大学名誉教授の天笠茂氏による「千葉県におけるコミュニティースクールの現状と課題について」の講演等が行われました。なお、この研修会には、教育長の他、山田教育長職務代理者、橋爪委員及び近藤委員に参加していただきました。

1月27日 スポーツプラザ体育館で、開催した教育委員会主催の八街市近隣中学校柔道大会の開会式及び閉会式に出席しました。この大会は、印旛だけではなく、山武地域、長生地域、海匝地域、千葉市などからも参加があり、男子の部は32チームが参加し、本市からは、八街中学校、八街中央中学校が出場し、大網白里中学校Aチームが優勝しました。女子の部は、27チームが参加し、本市からは、八街中学校、八街中央中学校、八街北中学校が出場し、八街中央中学校が優勝しました。なお、山田教育長職務代理者、橋爪委員にも大会の様子をご覧いただきました。

1月28日 中央公民館にて第61回新春子ども会書き初め展表彰式に出席しました。総出品点数は773点、うち小学生456点、中学生52点、高校一般145点でした。今回の書き初め展には市長、教育長をはじめ千葉黎明高校理事長や各小中学校の校長先生から賛助出品をしていただきました。なお、教育長賞を8名の方に授与しました。

1月30日 市役所特別会議室にて、令和6年新成人による社会貢献活動として二十歳を祝う会での「令和6年能登半島地震義援金贈呈式」に臨みました。この活動は、令和6年二十歳を祝う会実行委員が当日募金活動をしたもので、二十歳を祝う会実行委員の代表3名が義援金3万200円を市社会福祉協議会石毛会長に託し、日本赤十字社千葉県支部に届けました。なお、贈呈式には、市長にも同席いただきました。

2月2日 中央公民館にて、青い麦の子ふれあい事業「卒業生を送る会」に出席しました。令和元年以来の全員が集まっての開催ということもあり、各校から劇や歌、ダンスやクイズなど、心のこもった発表に会場は大変盛り上がりしました。

さらに、同日の午後、印旛教育会館で行われた、印旛地区教育委員会連絡協

議会の教育功労者表彰式に出席しました。本市からは、朝陽小学校の多田勇司校長が表彰をお受けになりました。

これは社会教育及び安全教育の推進、学校経営の実績等により印旛地区教育の進展に寄与したことが高く評価されたものであり、多田校長が受賞されましたことに、改めてお喜び申し上げます。

2月3日 スポーツプラザ体育館にて、青少年相談員及び教育委員会が主催する「少年少女のつどい大会」に出席しました。この大会はユニカールを実施し、市内全小学校区から46名がチームを組んで参加しました。参加した子どもたちは他の小学校の児童とともに楽しみ友情を育んでいました。

2月4日 中央公民館にて、市及び教育委員会定例表彰式に出席しました。教育委員会表彰では、スポーツ関係で千葉県3位以上或いは全国大会出場の成績を収めた6団体23名を表彰しました。この表彰式には教育委員の皆様にもご出席いただいています。

2月14日 市議会議場にて、令和6年3月議会開会に臨みました。今議会に提出された議案は17件。一般質問の通告が代表質問6名、個人質問10名からあり、うち、教育委員会に関する質問は、教育委員会の重点施策などについて8名の議員から36問の質問通告がありました。なお本議会は、3月14日までの会期で、3月7日には新年度予算にかかる予算審査特別委員会が行われます。

そのほかの行事等につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回議事録について1月25日に開催しました第1回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしておりますが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

5. 議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は、議案第1号から議案第6号の議案6件、第1号報告及び第2号報告の報告2件です。

はじめに、議案第1号八街市心身障害児童・生徒教育支援委員会規則の一部改正についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第1号 八街市心身障害児童・生徒教育支援委員会規則の一部改正について、ご説明します。資料の2ページと別添資料「議案第1号」をご覧ください。

平成25年9月1日施行の「学校教育法施行令」において、障がいのある児童生徒の就学先を決定する仕組みが改正されており、それに伴い、千葉県教育委員会にて、平成26年4月1日施行で「千葉県教育支援委員会規則」が改正されておりましたが、八街市教育委員会においては、この改正がされていなかったため、今回改正するものです。

まず、題名について、「八街市心身障害児童・生徒教育支援委員会規則」を「八街市教育支援委員会規則」に改めます。また、第1条及び第2条を次のように改めます。

第1条 八街市教育委員会に、八街市教育支援委員会を置く。

第2条 教育支援委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議をし、その結果を答申する。

施行期日は、令和6年4月1日からです。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長

ただいまの説明に対して質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

特にご質問がなければ本件につきまして、議案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

ご異議なしと認め、議案第1号について可決することに決定しました。

次に議案第2号八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第2号 八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正についてご説明します。資料の3ページと別添資料「議案第2号」をご覧ください。

改正内容としては、「校内適応指導教室補助教員」を「校内教育支援教室補助教員」に改めるものです。

施行期日は、令和6年4月1日からです。

以上で議案第2号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長

それではただいまの説明に対してご質問等がありましたらお願いいたします。

○山田教育長職務代理者

これまで各小学校に適応指導教室という教室が設置されていたと思うんですが、それが今度、名前も変わるということですのでよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

今年度から名称は使用しています。

○山田教育長職務代理者

教育支援教室という名称でしょうか。

○学校教育課長

はい。そうなります。

○教育長

他に質疑が無ければ、議案第2号につきまして、議案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

では異議なしと認め議案第2号について可決することに決定しました。

それでは議案第3号八街市スクールカウンセラーの設置等に関する規則及び八街市スクールソーシャルワーカーの設置等に関する規則の一部改正について、事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第3号 八街市スクールカウンセラーの設置等に関する規則及び八街市スクールソーシャルワーカーの設置等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について、ご説明します。

資料の4ページと別添資料「議案第3号」をご覧ください。

八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正に合わせ、引用条文の見直しを行うものです。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの報酬等は、八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のところによるものであることから所用の改正を行うものです。

施行期日は、令和6年4月1日からです。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対して、ご質問等がありましたらお願いします。

では私から1点。この報酬の額についての内容は変わらないということで、よろしいですか。

○学校教育課長

こちらの報酬の内容に金額については変わっておりません。

○教育長

では金額は変わらず、根拠が条例に紐付けられるという意味での改正ということですか。

○学校教育課長

はい。そのとおりです。

○教育長

他に質疑がなければ、議案第3号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

ご異議なしと認め、議案第3号について、可決することに決定しました。

続きまして議案第4号八街市立幼稚園管理規則の一部改正について事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第4号 八街市立幼稚園管理規則の一部改正について、ご説明します。資料の5ページと別添資料「議案第4号」をご覧ください。

第16条表中の一部改正については、八街市立八街第一幼稚園の使用する面積が、学童クラブで使用するにより減少し、さらに近年の園児数の減少に伴い、定員を「5歳児90名・4歳児90名」から「5歳児60名・4歳児60名」に変更する必要があるため、改正するものです。

第27条第1項第2号中の一部改正については、文言について改正するものです。

第29条（保育料滞納者に対する処置）については、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がはじまり、保育料が無料となり、保育料の滞納者は発生しないため、削除するものです。

施行期日は、令和6年4月1日からです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○教育長

では、ただいまの説明に対してご質問等がありましたらお願いします。

○山田教育長職務代理者

来年度の第一幼稚園の入園希望者が今のところは何人でしょうか。

○学校教育課長

現在26人となっております。

○山田教育長職務代理者

1学級でしょうか。

○学校教育課長

はい。30人を超えていないので、1学級ということになります。

○山田教育長職務代理者

先ほど一部の教室を学童クラブで使用するということがあったんですが。

○学校教育課長

現在、フリースペースのような形で共有スペースとして使っている教室です。

○教育部長

補足してお答えします。第1幼稚園はV字型になってまして、北側の方が学童クラブになります。それで一部屋だけ空く部屋は多目的に使うということになります。

東側の教室は4教室ありますので、30、30、30、30で60人の定員は確実に入れる教室はあります。

それで今回、児童クラブが北側に来る関係で、児童クラブの方でエアコンをつけていただきました。ですので、4クラスが幼稚園のクラスとして使えますので、この60というのは確保できます。ただ、今聞いているのは、障がいをお持ちの方とかも結構多くなってきていますので、場合によってはクラス分けをすることもかもしれないと、それはこれから決めるとのことです。人数的には1クラス分しかおりません。

○教育長

確認ですが、そうすると人数としては、1学級以内の定員ですが、2学級に展開する可能性もあるということで、よろしいのでしょうか。

○教育部長

そう聞いております。

○教育長

特に他にご質問等がなければ議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

では、ご異議なしと認め、議案第4号について、可決することに決定いたしました。

それでは続きまして、議案第5号 八街市立幼稚園職員服務規程の一部改正について事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第5号 八街市立幼稚園職員服務規程の一部改正について、ご説明します。

資料の6ページと別添資料「議案第5号」をご覧ください。

はじめに、令和5年4月1日施行の地方公務員法の一部改正に伴い、第15条中「職員は」の次に「、降任」を加え、「後任者又は代理人」を「後任者又

は代理者」に改めるものです。

次に、条文の変更に伴い、第16条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改めるものです。

施行期日は、公示日からです。

以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長

ではただいまの事務局の説明に対してご質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

では、ご異議なしと認め議案第5号について、可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号 八街市学校給食費徴収規則の一部改正について事務局の説明をお願いします。

○学校給食センター所長

議案第6号 八街市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について説明いたします。

学校給食センターでは、令和6年度からの給食費につきまして徴収方法などの取り扱いの変更を予定しています。このため、八街市学校給食費徴収規則の改正を行うものです。

本市の学校給食費は、給食配食状況にかかわらず、毎月、同じ月額でお支払いいただき、年間を通じて、一律の額を徴収しておりますが、令和元年房総半島台風による災害、また令和2年からの新型コロナウイルスによる緊急事態宣言などにより、緊急の給食停止また、夏季休業日での給食配食など、給食費の賦課について、対応の難しい課題が生じています。このため、通常時においても、緊急な停止や計画外の供給が必要になった場合でも請求する学校給食費の額に対し、明確化と公平性を期すため、給食費の額の決定方法と徴収方法の見直しを行うものです。

お手元にお配りしております「学校給食費の額の決定方法と徴収方法の見直しについて」をご覧ください。

1では現在の額の決定方法と徴収方法を記載しています。2が改正案で見直し後の額の決定方法と徴収方法を記載しています。

改正案は、給食費請求は6月から翌年4月までの計11回払いとし、1期から10期までは、定額で徴収し、11期目は年間の給食実施日数に応じた精算額となります。精算月の額は、1食あたりの単価に年間の給食実施日数を乗じて得た額から、第1期から第10期までの精算済額を減じた額となります。こ

れにより、今まで、給食実施日数に応じた給食費の請求が可能となるため、実態に合わせた給食費となり公平性も保たれると考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長

ただいまの説明につきまして、質問等がありましたらお願いします。

では私から1点、見直し後は、最後の11期目に年間日数に応じた精算額とありますが、この精算額というのは、それを前月までの小学校では4千430円よりも高くなる可能性や、低くなる可能性があるということでしょうか。

○学校給食センター所長

基本的には特に休みとかはなく、全て食べた場合には、今までと変わりませんが、当然、休みとか何らかの病気とかで休みになれば減ります。高くなるということは緊急に給食の回数が当初予定してた日数よりも増えれば高くなることもあるかと思いますが、現在、単価の256円、月額は一応給食実施日数の190日と想定しております。

○教育長

では年間の当初の計画どおり給食を実施した場合であれば増えることはないということでしょうか。

○学校給食センター所長

はい、そのとおりです。

○吉田委員

1日でも、休んだらどうですか。

○学校給食センター所長

やはりレストラン等とは違いますので、もちろんある一定のルールのもとで何日前というルールがありまして、その前に、例えば5日以上お休みをするという原則があるんですけども、例えば1週間入院をするからということで、事前に3日前に連絡をいただければ可能です。

例えば明日1日、風邪で休むのというのは食材の発注している関係がありますので難しいところです。

○吉田委員

あとは高校入試とかは。

○学校給食センター所長

それは、基本的には前月の5日までに、翌月の給食の実施予定を各学校から提出していただいておりますので、そちらに基づいて決算されるような形になります。

○吉田委員

このことについてはいつ生徒や、保護者に周知していますか。

○学校給食センター所長

今、その周知するための文書等を集めておりまして、3月中には新入生と在校生には通知する予定です。

○教育長

他になければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

ご異議なしと認め、議案第6号について、可決することに決定しました。

では次に報告に入ります。第1号報告 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について事務局の報告をお願いします。

○学校教育課長

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明します。

資料の8ページと別添資料「第1号報告」をご覧ください。

議案第1号の、八街市心身障害児童・生徒教育支援委員会規則の一部改正で、「教育支援委員会（旧：心身障害児童・生徒教育支援委員会）は、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議をし、その結果を答申する。」と業務内容が改められました。これにより教育支援委員会（旧：心身障害児童・生徒教育支援委員会）が、諮問機関になったことから、教育支援委員会委員を非常勤の特別職の職員とする必要が生じたので、教育支援委員会委員の報酬に関し必要な事項を定めるために非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものです。

教育支援委員会委員（医師）に、年3回のうち1回当たり28,000円の報酬を支給するものです。

施行期日は、令和6年4月1日からです。

以上で第1号報告を終わります。

○教育長

今、説明がありましたが、条例案ですので議会に議案を上程する案件ですから、本来この委員会会議の議案として、お諮りするべきところでしたが、議案上程の日程の関係で委員会会議にお諮りする時間がなかったため、教育長の臨時代理で処理をさせていただいて、3月議会の議案として上程されているところです。この件について、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

それでは、第1号報告を終わります。

次に第2号報告 令和5年度八街市一般会計教育費予算の補正について事務局の報告をお願いします。

○教育総務課長

それでは第2号報告 令和5年度八街市一般会計教育費予算の補正について

ご説明します。

こちらにも、第1号報告と同じように議会に議案として上程する案件ですので、本来ですと委員会会議の議案としてお諮りするべきところがございますが、議案上程の期日の関係からお諮りする時間がありませんでしたので、教育長の臨時代理により処理し、上程しておりますので、今回ご報告という形を取らせていただきました。

資料の9ページ及び別冊の資料で「令和5年度八街市一般会計補正予算【教育費抜粋】」をご覧ください。

令和6年3月定例議会に議案として提出した一般会計教育費予算のうち、歳入については教育費国庫補助金及び市債、歳出については、各事業費等の確定に伴う減額等について、所要の補正を行うものです。

始めに、第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳入についてご説明いたします。

補正予算書の16ページをご覧ください。

○学校教育課長

16款国庫支出金 2項国庫補助金 5目教育費国庫補助金につきましては、補正前の額から72万円を減額し、補正後の額を5千5万9千円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

1節小学校費補助金15万円の減は特別支援教育就学奨励費補助金の収入見込み額に基づく減額です。

2節中学校費補助金57万円の減は特別支援教育就学奨励費補助金の収入見込み額に基づく減額です。

○教育総務課長

続きまして、20ページ（次のページ）をご覧ください。

23款市債 1項市債 7目教育債につきましては、補正前の額から2千600万円を減額し、補正後の額を3億2千20万円にしようとするものです。

1節 小学校債は、朝陽小学校の旧校舎トイレ改修工事設計業務の契約額の確定による60万円の増、

2節 中学校債は、八街中央中学校屋内運動場の大規模改修工事設計業務の契約額の確定による1千10万円の減額です。

○社会教育課長

続きまして、3節社会教育債 1千650万円の減額は、中央公民館施設整備事業費の本年度分の支出見込み額に基づき補正するものです。

○教育総務課長

続きまして、歳出について、ご説明いたします。

補正予算書の5ページをご覧ください。

9款 教育費につきましては、補正前の額から5千850万9千円を減額し、補正後の額を26億7千255万4千円にしようとするものです。

概要を事項別明細書で、説明いたしますので、補正予算書の44ページをご覧ください。

○学校教育課長

9款教育費 1項教育総務費 3目教育指導費につきましては、補正前の額から255万2千円を減額し、補正後の額を7千159万円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

通学路安全対策事業費241万2千円の減額は12節委託料については、朝陽小学校のスクールバス交通誘導警備業務、13節使用料及び賃借料については、朝陽小学校・二州小学校のスクールバス借上料の入札執行に伴って発生した残額を減額するものです。

育て八街っこ推進事業費14万円の減額は13節使用料及び賃借料について自動車借上料で幼小中高連携教育にかかる交流事業の一部中止に伴う減額です。

○教育総務課長

続きまして、次のページです。45ページをご覧ください。

2項小学校費 1目学校管理費につきましては、補正前の額から169万3千円を減額し、補正後の額を2億535万7千円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

小学校施設整備事業費108万3千円の減額のうち11節役務費は二州小学校沖分校のし尿汲み取り手数料の額の確定による48万5千円の減、12節委託料は、交進小学校の外壁改修工事の設計業務の額の確定による59万8千円の減額です。

次に、小学校施設維持管理費、61万円の減額は、12節委託料で、笹引小学校、朝陽小学校、交進小学校、二州小学校、二州小学校沖分校、川上小学校の浄化槽維持管理業務の額の確定による減額です。

○学校教育課長

続きまして、2目教育振興費につきましては、補正前の額から102万2千円を減額し、補正後の額を1億9千959万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

小学校教育振興費72万2千円の減額は13節使用料及び賃借料について、市内全小学校のバス借上料で、主に業務会の陸上競技大会児童送迎にかかるバス借上料の入札執行に伴って発生した残額を減額するものです。

小学校児童援助奨励費30万円の減額は19節扶助費について、特別支援教育就学奨励費の決算見込み額に基づく減額です。

○教育総務課長

続きまして、3項中学校費 1目学校管理費につきましては、補正前の額から8万7千円を減額し、補正後の額を1億1千224万3千円にしようとする

ものです。

説明欄をご覧ください。

中学校施設維持管理費 8万7千円の減額は、12節 委託料で、八街南中学校及び八街北中学校の浄化槽維持管理業務の額の確定による減額です。

○学校教育課長

46ページをご覧ください。

2目教育振興費につきましては、補正前の額から114万円を減額し、補正後の額を1億1千188万円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

中学校生徒援助奨励費114万円の減額は19節扶助費について、特別支援教育就学奨励費の決算見込み額に基づく減額です。

○教育総務課長

続きまして、3目学校建設費につきましては、補正前の額から1千8万4千円を減額し、補正後の額を9千884万4千円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

中学校施設改修事業費1千8万4千円の減額は12節委託料で八街中央中学校屋内運動場大規模改修工事の設計業務の額の確定による減額です。

○社会教育課長

5項社会教育費 2目公民館費についてご説明いたします。補正前の額から1千646万9千を減額し、補正後の額を1億214万2千円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

中央公民館管理運営費108万4千円の減額は、10節需用費 光熱水費 中央公民館の電気使用料で、本年度分の支出見込み額に基づき、不用額を減額するものです。

次に中央公民館整備事業費1千538万5千円の減額で、12節委託料109万3千円の減額は、中棟・南棟・外灯等照明設備改修工事監理業務の執行残を減額するものです。

次に、14節工事請負費 1千429万2千円の減額は、中棟・南棟・外灯等照明設備改修工事費などの決定、他分電盤改修工事、調理室ガスオープン改修工事費の支出見込み額に基づき、不用額を減額するものです。

○図書館長

続きまして、3目、図書館費につきましては、補正前の額から、百万円を減額し、補正後の額を、1億4千863万円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。図書館管理運営費100万円の減額は、10節 需用費 光熱水費、図書館の電気使用量で本年度分の支出見込み額に基づき不用額を減額するものです。

○スポーツ振興課長

同じく6項 保健体育費 1目 保健体育総務費につきまして、ご説明いた

します。

補正前の額から71万5千円を減額し、補正後の額を9千578万9千円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

ピーナッツ駅伝大会運営費につきましては、12節 委託料が50万の減額で、これはピーナッツ駅伝大会のための記録計測業務の事業費が確定したことによるものです。

体育振興費につきましては、10節 需用費の消耗品費が21万5千円の減額で、これは、新型コロナウイルス感染症が第5類に引き下がったことにより、対策用消耗品費の支出の見込みがなくなったことによるものです。

○学校教育課長

続きまして、48ページをご覧ください。

2目学校保健費につきましては、補正前の額に144万5千円を減額し、補正後の額を2千698万2千円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。学校保健管理費144万5千円の減額は11節役務費について、飲料水の水質検査手数料で入札施行に伴って、発生した残額を減額するものです。

12節委託料については、児童生徒呼び教職員の健康診断の実施者が当初見込みより少なかったことによる減額です。

○スポーツ振興課長

続きまして、3目 体育施設費につきましてご説明いたします。

補正前の額から87万2千円を減額し、補正後の額を4千94万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

体育施設維持管理費につきましては、10節 需用費の光熱水費が87万2千円の減額で、これはグラウンド等の光熱水費の支出見込みから余剰となる額を減額するものです。

続きまして、4目 スポーツプラザ費につきまして、ご説明いたします。

補正前の額から161万円を減額し、補正後の額を6千83万円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

スポーツプラザ管理運営費につきましては、10節 需用費の消耗品費、11万円の減額は、新型コロナウイルス感染症が第5類に引き下がったことにより、対策用消耗品費の支出の見込みがなくなったことによるもの、光熱水費、150万円の減額は、スポーツプラザ内の光熱水費の支出見込みから余剰となる額を減額するものです。

○学校給食センター所長

続きまして、補正予算書48ページ、5目 学校給食費について、説明いたします。

5目 学校給食費は、補正前の額に、1千590万3千円を減額し、補正後の額を6億1千526万6千円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。一般管理費 406万円の減額は12節 委託料で学校給食費管理システム導入業務におきまして事業費の額が確定したことによる減額でございます。

続きまして調理場給食事業費 1千184万3千円の減額は10節需用費で780万円の減額。内訳としまして燃料費541万9千円の減額及び光熱水費238万1千円の減額で、いずれも本年度分の支出見込み額に基づき（決算見込額の算定により、）不用見込額を減額しようとするものです。

12節委託料 404万3千円の減額は、学校給食調理業務の事業費が確定したことによるものでございます。

○教育総務課長

第3表 地方債補正についてご説明いたします。補正予算書の9ページをご覧ください。

小学校施設整備事業は、朝陽小学校の旧校舎トイレ改修事業に伴い、補正前の額に60万円を増額し、限度額を1億3千170万円にするものです。

次に、中学校施設整備事業は、八街中央中学校屋内運動場の大規模改修事業に伴い、補正前の額から1千10万円を減額し、限度額を1億790万円にするものです。

○社会教育課長

続きまして、中央公民館施設整備事業で、補正前の限度額から1千650万円を減額し、限度額を4千500万円にしようとするものです。これらの変更につきましては、歳入教育債の補正に伴い、限度額を補正するものです。なお、起債の方法、利率、償還方法は、補正前と同じです。

以上で、第2号報告 令和5年度八街市一般会計教育費予算の補正についての説明を終わります。

○教育長

ただいまの報告に対してご質問等ありましたらお願いします。

<質疑なし>

それでは第2号報告を終わります。

では以上で、本日の議題は終了いたしました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

<特にありません>

7. 教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程はこれをもって終了し、閉会とします。
ありがとうございました。

令和6年第2回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 6年 2月15日(木)
午後1時30分 団体研修室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 前回議事録の承認について

第5 議 題

(1) 議決事項

議案第1号 八街市心身障害児童・生徒教育支援委員会規則の一部改正について

議案第2号 八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について

議案第3号 八街市スクールカウンセラーの設置等に関する規則及び八街市スクールソーシャルワーカーの設置等に関する規則の一部改正について

議案第4号 八街市立幼稚園管理規則の一部改正について

議案第5号 八街市立幼稚園職員服務規程の一部改正について

議案第6号 八街市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

(2) 報告事項

第1号報告 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第2号報告 令和5年度八街市一般会計教育費予算の補正について

第6 その他

第7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和6年1月25日～令和6年2月14日

日付	曜日	時間	場 所	内 容
1/25	木	10:00	議場	市議会臨時会議
〃	〃	13:30	大会議室	教育委員会定例会議
〃	〃	15:00	特別会議室	第2回八街市総合計画策定本部会議
1/26	金	13:30	流山市おおたかの森ホール	千葉県教育委員連絡協議会第2回教育長教育委員研修会
1/27	土	9:45	スポーツプラザ	八街市近隣中学校交流柔道大会
1/28	日	10:00	中央公民館	新春子ども会書き初め展表彰式
〃	〃	13:00	佐倉市中央公民館	立見流抜初式演武大会
1/29	月	10:00	教育長室	成田法人会来庁
〃	〃	12:20	二州小学校・沖分校	北総指導室訪問
1/30	火	10:00	大会議室	八街市高齢者福祉計画策定委員会
〃	〃	13:00	健康教室	民生委員推薦会
〃	〃	15:00	特別会議室	二十歳を祝う会実行委員会能登半島地震義援金贈呈式
1/31	水	13:00	千葉黎明高校体育館	第16回安全と平和を祈る日
2/2	金	9:00	中央公民館	令和5年度青い麦の子ふれあい事業「卒業生を送る会」
〃	〃	14:00	印旛教育会館	印旛地区教育委員連合会教育功労者表彰式
〃	〃	15:00	〃	同教育委員会連合会第4回定例常任委員会
2/3	土	9:30	スポーツプラザ	少年少女つどい大会
2/4	日	10:00	中央公民館	八街市・八街市教育委員会定例表彰式
2/5	月	9:10	特別会議室	庁議
2/6	火	15:00	リモート開催	園長会議
〃	〃	16:00	第1会議室	部課長会議
〃	〃	16:30	教育長室	教育委員会連絡会議
2/7	水	9:10	市長室	職員表彰
〃	〃	13:30	二州小学校	校長会
2/8	木	15:00	二州小学校	教頭会
2/9	金	13:30	第1会議室	定例記者会見
2/14	水	10:00	議場	市議会本会議（令和6年3月議会開会）

前回議事録の承認について

令和6年1月25日第1回定例会議事録・・・別添のとおり

議案第 1 号

八街市心身障害児童・生徒教育支援委員会規則の一部改正について

八街市教育委員会は、八街市心身障害児童・生徒教育支援委員会規則の一部を別添のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

議案第 2 号

八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について

八街市教育委員会は、八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を別添のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

議案第 3 号

八街市スクールカウンセラーの設置等に関する規則及び八街市スクールソーシャルワーカーの設置等に関する規則の一部改正について

八街市教育委員会は、八街市スクールカウンセラーの設置等に関する規則及び八街市スクールソーシャルワーカーの設置等に関する規則の一部を別添のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

議案第4号

八街市立幼稚園管理規則の一部改正について

八街市教育委員会は、八街市立幼稚園管理規則の一部を別添のとおり改正する。

令和6年2月15日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

議案第 5 号

八街市立幼稚園職員服務規程の一部改正について

八街市教育委員会は、八街市立幼稚園職員服務規程の一部を別添のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

議案第 6 号

八街市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

八街市教育委員会は、八街市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について、別添のとおり市長に申し出る。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

第1号報告

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

八街市教育委員会は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、臨時代理により市長に意見を申し出したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和6年2月15日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

第2号報告

令和5年度八街市一般会計教育費予算の補正について

令和5年度八街市一般会計教育費予算の補正について、臨時代理により市長に意見を申し出したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和6年2月15日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市心身障害児童・生徒教育支援委員会規則の一部を改正する規則
八街市心身障害児童・生徒教育支援委員会規則（昭和 45 年教育委員会規則
第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八街市教育支援委員会規則

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 八街市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、八街市教育支
援委員会（以下「教育支援委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 教育支援委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項
について調査及び審議をし、その結果を答申する。

- (1) 障害のある児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の就学先の決
定に関する事項
- (2) 就学先が決定した児童生徒の継続的な教育支援に関する事項
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

八街市中心身障害児童・生徒教育支援委員会規則（昭和45年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>八街市中心身障害児童・生徒教育支援委員会規則</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>心身に障害のある児童・生徒（以下「児童生徒」という。）の適切な就学指導及び教育支援を行うため、八街市中心身障害児童・生徒教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（業務）</p> <p>第2条 <u>教育支援委員会は、八街市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、児童生徒の就学先の決定及びその後の一貫した教育支援について調査審議し、意見を述べるものとする。</u></p> <p>第3条から第10条 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>八街市教育支援委員会規則</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>八街市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、八街市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 <u>教育支援委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議をし、その結果を答申する。</u></p> <p><u>(1) 障害のある児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の就学先の決定に関する事項</u></p> <p><u>(2) 就学先が決定した児童生徒の継続的な教育支援に関する事項</u></p> <p><u>(3) その他教育委員会が必要と認める事項</u></p> <p>第3条から第10条 （略）</p>

八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「適応指導」を「教育支援」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第17号）新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表（第3条） 職種別基準表					別表（第3条） 職種別基準表				
職種	基礎号給		上限		職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給		職務の級	号給	職務の級	号給
一般事務補助員	1	9	1	25	一般事務補助員	1	9	1	25
市税等収納補助員					市税等収納補助員				
延長保育嘱託員					延長保育嘱託員				
調理員					調理員				
清掃作業員					清掃作業員				
学校用務員					学校用務員				
学校給食センター技術員					学校給食センター技術員				
学校給食補助員					学校給食補助員				
図書館補助員					図書館補助員				
特別支援教育支援員					特別支援教育支援員				
社会教育指導員					社会教育指導員				
家庭教育指導員					家庭教育指導員				
学校教育相談員					学校教育相談員				
協働のまちづくりコーディネーター					協働のまちづくりコーディネーター				
校内適応指導教室補助教員	1	17	1	33	校内教育支援教室補助教員	1	17	1	33

司書					司書				
郷土資料館補助員					郷土資料館補助員				
子育て支援サポーター	1	2 5	1	4 1	子育て支援サポーター	1	2 5	1	4 1
介護認定調査員					介護認定調査員				
短時間保育士	1	2 9	1	4 5	短時間保育士	1	2 9	1	4 5
保育士	1	3 3	1	4 9	保育士	1	3 3	1	4 9
教諭					教諭				
教育センター指導員					教育センター指導員				
教育支援アドバイザー					教育支援アドバイザー				
看護師	1	3 7	1	5 3	看護師	1	3 7	1	5 3
管理栄養士					管理栄養士				
栄養士					栄養士				
歯科衛生士					歯科衛生士				
保健師	1	4 9	1	6 5	保健師	1	4 9	1	6 5
助産師					助産師				
手話通訳者					手話通訳者				
社会福祉士					社会福祉士				
精神保健福祉士					精神保健福祉士				
介護支援専門員					介護支援専門員				
法人監査指導補助員					法人監査指導補助員				
母子・父子自立支援員	2	9	2	2 5	母子・父子自立支援員	2	9	2	2 5
セーフティアドバイザー	2	2 9	2	4 5	セーフティアドバイザー	2	2 9	2	4 5
家庭児童相談員	2	4 5	2	6 1	家庭児童相談員	2	4 5	2	6 1

婦人相談員					婦人相談員				
スポーツ競技大会運営プランナー					スポーツ競技大会運営プランナー				
消費生活相談員	2	6 1	2	7 7	消費生活相談員	2	6 1	2	7 7

八街市スクールカウンセラーの設置等に関する規則及び八街市スクール
ソーシャルワーカーの設置等に関する規則の一部を改正する規則

(八街市スクールカウンセラーの設置等に関する規則の一部改正)

第1条 八街市スクールカウンセラーの設置等に関する規則(令和2年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第21号)第27条の規定により教育委員会が定める」を削り、「同条例」を「八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第21号)」に改める。

(八街市スクールソーシャルワーカーの設置等に関する規則の一部改正)

第2条 八街市スクールソーシャルワーカーの設置等に関する規則(令和2年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第21号)第27条の規定により教育委員会が定める」を削り、「同条例」を「八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第21号)」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

八街市スクールカウンセラーの設置等に関する規則（令和２年教育委員会規則第１号）新旧対照表【第１条】

現行	改正後（案）
<p>（報酬等）</p> <p>第7条 <u>八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第21号）第27条の規定により教育委員会が定めるスクールカウンセラーの報酬は、時間額3,000円とし、手当及び費用弁償については、同条例</u> <u>の定めるところによる。</u></p>	<p>（報酬等）</p> <p>第7条 _____ _____スク ールカウンセラーの報酬は、時間額3,000円とし、手当及び費用 弁償については、<u>八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に關する条例（令和元年条例第21号）</u>の定めるところによる。</p>

八街市スクールソーシャルワーカーの設置等に関する規則（令和２年教育委員会規則第２号）新旧対照表【第２条】

現行	改正後（案）
<p>（報酬等）</p> <p>第7条 <u>八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第21号）第27条の規定により教育委員会が定めるスクールソーシャルワーカーの報酬は、時間額3,500円とし、手当及び費用弁償については、同条例</u> <u>の定めるところによる。</u></p>	<p>（報酬等）</p> <p>第7条 _____ _____スク ールソーシャルワーカーの報酬は、時間額3,500円とし、手当及び費用弁償については、<u>八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第21号）</u>の定めるところによる。</p>

議案第4号

八街市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

八街市立幼稚園管理規則（昭和51年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第16条の表中

「

八街市立八街第一幼稚園	5歳児90名	4歳児90名
-------------	--------	--------

」

を

「

八街市立八街第一幼稚園	5歳児60名	4歳児60名
-------------	--------	--------

」

に改める。

第27条第1項第2号中「学校保健安全法（平成20年法律第73号）第19条」を「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条」に改める。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

八街市立幼稚園管理規則（昭和51年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）																
<p>(定員)</p> <p>第16条 幼児の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="235 510 1104 705"> <thead> <tr> <th>幼稚園名</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八街市立八街第一幼稚園</td> <td>5歳児<u>90</u>名 4歳児<u>90</u>名</td> </tr> <tr> <td>八街市立川上幼稚園</td> <td>5歳児30名 4歳児30名</td> </tr> <tr> <td>八街市立朝陽幼稚園</td> <td>5歳児30名 4歳児30名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(忌引等の取扱い)</p> <p>第27条 園長は、幼児が次の各号に掲げる理由のため出席しなかったときは、欠席の取扱いをしない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>学校保健安全法（平成20年法律第73号）第19条</u>の規定による出席停止</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(保育料滞納者に対する処置)</u></p> <p><u>第29条 園長は、保育料を滞納している幼児に対して出席停止を命ず</u></p>	幼稚園名	定員	八街市立八街第一幼稚園	5歳児 <u>90</u> 名 4歳児 <u>90</u> 名	八街市立川上幼稚園	5歳児30名 4歳児30名	八街市立朝陽幼稚園	5歳児30名 4歳児30名	<p>(定員)</p> <p>第16条 幼児の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 510 2000 705"> <thead> <tr> <th>幼稚園名</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八街市立八街第一幼稚園</td> <td>5歳児<u>60</u>名 4歳児<u>60</u>名</td> </tr> <tr> <td>八街市立川上幼稚園</td> <td>5歳児30名 4歳児30名</td> </tr> <tr> <td>八街市立朝陽幼稚園</td> <td>5歳児30名 4歳児30名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(忌引等の取扱い)</p> <p>第27条 園長は、幼児が次の各号に掲げる理由のため出席しなかったときは、欠席の取扱いをしない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条</u>の規定による出席停止</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第29条 削除</u></p>	幼稚園名	定員	八街市立八街第一幼稚園	5歳児 <u>60</u> 名 4歳児 <u>60</u> 名	八街市立川上幼稚園	5歳児30名 4歳児30名	八街市立朝陽幼稚園	5歳児30名 4歳児30名
幼稚園名	定員																
八街市立八街第一幼稚園	5歳児 <u>90</u> 名 4歳児 <u>90</u> 名																
八街市立川上幼稚園	5歳児30名 4歳児30名																
八街市立朝陽幼稚園	5歳児30名 4歳児30名																
幼稚園名	定員																
八街市立八街第一幼稚園	5歳児 <u>60</u> 名 4歳児 <u>60</u> 名																
八街市立川上幼稚園	5歳児30名 4歳児30名																
八街市立朝陽幼稚園	5歳児30名 4歳児30名																

ることができる。

2 園長は、保育料を3か月以上滞納した幼児に対して退園を命ずることができる。

八街市立幼稚園職員服務規程の一部を改正する訓令

八街市立幼稚園職員服務規程（昭和51年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第15条中「職員は」の次に「、降任」を加え、「代理人」を「代理者」に改める。

第16条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

八街市立幼稚園職員服務規程（昭和51年教育委員会訓令第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（復帰及び復職）</p> <p>第15条 職員は____、転任、休職若しくは退職を命ぜられ、又は90日を超える休暇を命ぜられ若しくは承認されたときは、その辞令、命令又は承認を受けた日から7日以内にその職務に関する一切の事務を後任者又は<u>代理人</u>に引継ぎ、園長の承認を受けなければならない。この場合において、園長が事務引継ぎをするときは、事務引継書（別記様式第15号）により引継ぎ、その副本を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（兼職等）</p> <p>第16条 職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）は、他の職を兼ねようとするとき、又は他の事業若しくは事務等に従事しようとするとき、若しくは営利企業等に従事しようとするときは、あらかじめ兼職（兼業）許可願（別記様式第16号）を、園長を経由して教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p>	<p>（復帰及び復職）</p> <p>第15条 職員は、<u>降任</u>、転任、休職若しくは退職を命ぜられ、又は90日を超える休暇を命ぜられ若しくは承認されたときは、その辞令、命令又は承認を受けた日から7日以内にその職務に関する一切の事務を後任者又は<u>代理者</u>に引継ぎ、園長の承認を受けなければならない。この場合において、園長が事務引継ぎをするときは、事務引継書（別記様式第15号）により引継ぎ、その副本を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（兼職等）</p> <p>第16条 職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）は、他の職を兼ねようとするとき、又は他の事業若しくは事務等に従事しようとするとき、若しくは営利企業等に従事しようとするときは、あらかじめ兼職（兼業）許可願（別記様式第16号）を、園長を経由して教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p>

八街市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

八街市学校給食費徴収規則（平成 21 年規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とし、第 4 条を第 6 条とし、第 3 条を次のように改める。

（給食費の納付方法等）

第 3 条 保護者は、一の年度の給食費を、6 月から 11 期で、月末日（ただし、12 月は 25 日とする。）を納期限日とし、市の指定する金融機関に納付しなければならない。

第 3 条を第 5 条とし、第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（給食費の単価）

第 3 条 給食費の 1 食当たりの単価は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、食材に関する特別な配慮が必要であると認められる場合、それぞれに定める額の範囲内で市長が別に定める額とする。

- (1) 市が設置する小学校に在籍する児童 256 円
- (2) 市が設置する中学校に在籍する生徒 293 円

（給食費の額）

第 4 条 給食費は、第 5 条に規定する 1 期から 10 期までの概算の額を次の各号に掲げるとおりとし、11 期は、前条に規定する 1 食当たりの単価に一の年度の給食実施日数を乗じて得た額から、第 1 期から第 10 期までを合計した納付額を減じて精算した額とする。ただし、食材に関する特別な配慮が必要であると認められる場合、それぞれに定める額の範囲内で市長が別に定める額とする。

- (1) 市が設置する小学校に在籍する児童 4,430 円
- (2) 市が設置する中学校に在籍する生徒 5,060 円

2 一の年度の給食実施日数は、次の各号に掲げる日を除くものとする。

- (1) 学校行事等で全校、学年又は学級単位で欠食するとき。
- (2) 疾病等により学校給食を連続して 5 日以上欠食するとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた日

- 3 転入等により、月の途中から給食を開始した者の最初の月の給食費の額は、前条に規定する1食当たりの単価に最初の月の給食実施日数を乗じて得た額とする。ただし、第1項で定めた額を超えてはならない。
- 4 転出等により、月の途中で給食を停止した者の給食費の額は、前条に規定する1食当たりの単価に停止する日までの給食実施日数を乗じて得た額から、納付額を精算した額とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

八街市学校給食費徴収規則（平成21年規則第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○八街市学校給食費徴収規則</p> <p>平成21年9月30日 規則第21号</p> <p>改正 令和2年8月21日規則第35号 令和5年3月23日規則第16号</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(追加)</p>	<p>○八街市学校給食費徴収規則</p> <p>平成21年9月30日 規則第21号</p> <p>改正 令和2年8月21日規則第35号 令和5年3月23日規則第16号 <u>令和 年 月 日規則第 号</u></p> <p>第1条・第2条 略</p> <p><u>(給食費の単価)</u></p> <p><u>第3条 給食費の1食当たりの単価は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>ただし、食材に関する特別な配慮が必要であると認められる場合、それぞれに定める額の範囲内で市長が別に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 市が設置する小学校に在籍する児童 256円</u></p> <p><u>(2) 市が設置する中学校に在籍する生徒 293円</u></p> <p><u>(給食費の額)</u></p> <p><u>第4条 給食費は、第5条に規定する1期から10期までを、概算の額を次の各号に掲げるとおりとし、11期は、前条に規定する1食当たりの単価に一の年度の給食実施日数を乗じて得た額から、第1期から第10期までを合計した納付額を減じて精算した額とする。ただし、</u></p>

(給食費の納付方法等)

第3条 保護者は、給食費を配食月の翌月末日までに市の指定する金融機関に納付しなければならない。ただし、4月分の給食費については6月末日までの納付とする。

(給食費の減免)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する給食費を減額し、又は

食材に関する特別な配慮が必要であると認められる場合、それぞれに定める額の範囲内で市長が別に定める額とする。

(1) 市が設置する小学校に在籍する児童 4,430円

(2) 市が設置する中学校に在籍する生徒 5,060円

2 一の年度の給食実施日数は、次の各号に掲げる日を除くものとする。

(1) 学校行事等で全校、学年又は学級単位で欠食するとき。

(2) 疾病等により学校給食を連続して5日以上欠食するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた日

3 転入等により、月の途中から給食を開始した者の最初の月の給食費の額は、前条に規定する1食当たりの単価に最初の月の給食実施日数を乗じて得た額とする。ただし、第1項で定めた額を超えてはならない。

4 転出等により、月の途中で給食を停止した者の給食費の額は、前条に規定する1食当たりの単価に停止する日までの給食実施日数を乗じて得た額から、納付額を精算した額とする。

(給食費の納付方法等)

第5条 保護者は、一の年度の給食費を、6月から11期で、月末日(ただし、12月は25日とする。)を納期限日とし、市の指定する金融機関に納付しなければならない。

(給食費の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する給食費を減額し、又は

免除することができる。

(1) 市が設置する小学校及び中学校に在籍する第3子以降の児童及び生徒に係る給食費

(2) その他市長が必要と認める給食費
(追加〔令和5年規則16号〕)

(学校長の責務)

第5条 学校長は、保護者に対して、給食費の額及び納入日その他給食費の納付について周知徹底を図り、期限内に納付されるよう努めなければならない。

(一部改正〔令和5年規則16号〕)

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔令和5年規則16号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による給食費の納付について必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和2年8月21日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

免除することができる。

(1) 市が設置する小学校及び中学校に在籍する第3子以降の児童及び生徒に係る給食費

(2) その他市長が必要と認める給食費
(追加〔令和5年規則16号〕)

(学校長の責務)

第7条 学校長は、保護者に対して、給食費の額及び納入日その他給食費の納付について周知徹底を図り、期限内に納付されるよう努めなければならない。

(一部改正〔令和5年規則16号〕)

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔令和5年規則16号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による給食費の納付について必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和2年8月21日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月23日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 改正後の八街市学校給食費徴収規則第4条の規定による給食費の減免申請について必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和5年3月23日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 改正後の八街市学校給食費徴収規則第4条の規定による給食費の減免申請について必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 年 月 日規則第 号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第1号報告

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和39年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第48号の次に次の1号を加える。

(48)の2 教育支援委員会委員

別表第5中

「

就学区域審議会	会長	5,500円
	委員	5,000円

」

を

「

就学区域審議会	会長	5,500円
	委員	5,000円
教育支援委員会委員		28,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和39年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																		
<p style="text-align: center;">○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和39年3月13日条例第3号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定により、次の各号に掲げる非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。</p> <p>（1）～（48）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（49）～（65）（略）</p> <p>別表第5（第20条） 特別職報酬等審議会委員等の報酬</p> <table border="1" data-bbox="235 957 743 1339"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th>報酬日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">就学区域審議会</td> <td>会長</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（新設）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名		報酬日額	略）			就学区域審議会	会長	5,500円	委員	5,000円	（新設）			略）			<p style="text-align: center;">○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和39年3月13日条例第3号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定により、次の各号に掲げる非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。</p> <p>（1）～（48）（略）</p> <p><u>(48)の2 教育支援委員会委員</u></p> <p>（49）～（65）（略）</p> <p>別表第5（第20条） 特別職報酬等審議会委員等の報酬</p> <table border="1" data-bbox="1131 957 2000 1254"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th>報酬日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">就学区域審議会</td> <td>会長</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">教育支援委員会委員</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名		報酬日額	略）			就学区域審議会	会長	5,500円	委員	5,000円	教育支援委員会委員		28,000円	略）		
職名		報酬日額																																	
略）																																			
就学区域審議会	会長	5,500円																																	
	委員	5,000円																																	
（新設）																																			
略）																																			
職名		報酬日額																																	
略）																																			
就学区域審議会	会長	5,500円																																	
	委員	5,000円																																	
教育支援委員会委員		28,000円																																	
略）																																			

令和 5 年度八街市一般会計補正予算（第 1 1 号）

【教育費抜粋】

令和 5 年度八街市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 5 年度八街市の一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 539,393 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,528,950 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

八 街 市 長 北 村 新 司

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		4,856,000	40,460	4,896,460
	1 地方交付税	4,856,000	40,460	4,896,460
14 分担金及び負担金		109,384	1,189	108,195
	1 負担金	109,384	1,189	108,195
15 使用料及び手数料		263,552	4,567	268,119
	1 使用料	120,248	4,567	124,815
16 国庫支出金		6,456,505	122,303	6,578,808
	1 国庫負担金	3,822,968	13,861	3,809,107
	2 国庫補助金	2,569,853	136,164	2,706,017
17 県支出金		1,783,196	27,124	1,756,072
	1 県負担金	1,250,651	1,363	1,252,014
	2 県補助金	399,850	11,709	388,141
	3 委託金	132,695	16,778	115,917
18 財産収入		12,333	723	13,056
	2 財産売払収入	0	723	723
19 寄附金		86,861	259	87,120
	1 寄附金	86,861	259	87,120
20 繰入金		845,453	420,532	1,265,985
	1 基金繰入金	827,383	418,720	1,246,103
	2 特別会計繰入金	18,070	1,812	19,882

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22 諸収入		373,513	962	374,475
	3 受託事業収入	31,022	2,998	28,024
	5 雑入	265,632	3,960	269,592
23 市債		1,929,200	22,100	1,907,100
	1 市債	1,929,200	22,100	1,907,100
歳入	合計	26,989,557	539,393	27,528,950

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 都市計画費	566,536	8,107	558,429
	5 住宅費	146,150	9,196	136,954
8 消防費		1,358,396	2,774	1,355,622
	1 消防費	1,358,396	2,774	1,355,622
9 教育費		2,731,063	58,509	2,672,554
	1 教育総務費	446,763	2,552	444,211
	2 小学校費	529,400	2,715	526,685
	3 中学校費	334,278	11,311	322,967
	4 幼稚園費	181,607	3,917	177,690
	5 社会教育費	378,659	17,469	361,190
	6 保健体育費	860,356	20,545	839,811
歳 出	合 計	26,989,557	539,393	27,528,950

第3表 地方債補正

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画道路整備事業	14,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	15,200	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
公園施設整備事業	5,800				3,600			
市営住宅整備事業	58,800				53,300			
防災施設等整備事業	11,500				10,000			
小学校施設整備事業	131,100				131,700			
中学校施設整備事業	118,000				107,900			
中央公民館施設整備事業	61,500				45,000			
臨時財政対策債	195,000				60,900			

令和 5 年 度

八 街 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 1 号) に 関 する 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	4,856,000	40,460	4,896,460
14 分担金及び負担金	109,384	1,189	108,195
15 使用料及び手数料	263,552	4,567	268,119
16 国庫支出金	6,456,505	122,303	6,578,808
17 県支出金	1,783,196	27,124	1,756,072
18 財産収入	12,333	723	13,056
19 寄附金	86,861	259	87,120
20 繰入金	845,453	420,532	1,265,985
22 諸収入	373,513	962	374,475
23 市債	1,929,200	22,100	1,907,100
歳入合計	26,989,557	539,393	27,528,950

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	2,212,623	40,352	2,172,271	18,112	10,700	159	11,699
3 民生費	12,223,071	39,698	12,183,373	18,042	0	1,189	20,467
4 衛生費	4,097,816	404,980	4,502,796	5,069	7,000	2,998	420,047
5 農林水産業費	530,631	8,348	522,283	6,943	900	14	2,319
6 商工費	215,061	15,024	200,037	1,777	0	14	13,233
7 土木費	1,452,830	299,118	1,751,948	148,749	156,300	0	5,931
8 消防費	1,358,396	2,774	1,355,622	627	1,500	0	647
9 教育費	2,731,063	58,509	2,672,554	3,657	26,000	0	28,852
歳出合計	26,989,557	539,393	27,528,950	94,522	112,000	4,028	336,899

2 歳 入

(款)16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				2都市計画費補助金	4,559	・ 社会資本整備総合交付金 4,559
5教育費国庫補助金	50,779	720	50,059	1小学校費補助金	150	・ 特別支援教育就学奨励費補助金 150
				2中学校費補助金	570	・ 特別支援教育就学奨励費補助金 570
計	2,569,853	136,164	2,706,017			

(款)17 県支出金

(項) 1 県負担金

1民生費県負担金	1,247,683	229	1,247,912	1保険基盤安定負担金	1,484	・ 国民健康保険基盤安定負担金 1,791 ・ 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 307
				2未就学児均等割保険税負担金	44	・ 未就学児均等割保険税負担金 44
				5児童保護措置費等負担金	1,211	・ 子どものための教育・保育給付交付金 1,231 ・ 子育てのための施設等利用給付交付金 2,442
3県移譲事務交付金	2,060	1,134	3,194	1県移譲事務交付金	1,134	・ 権限移譲事務交付金 1,134
計	1,250,651	1,363	1,252,014			

(款)23 市 債		(項) 1 市 債			(単位：千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4農林水産業債	7,200	900	8,100	1農林水産業債	900	・ 農業生産基盤整備事業 900
5土 木 債	308,000	156,300	464,300	1道路橋りょう債	165,900	・ 道路改良事業 158,000 ・ 大池排水区整備事業一般会計負担金 7,900
				2河 川 債	3,100	・ 流末排水施設整備事業 3,100
				3都市計画債	6,500	・ 都市計画道路整備事業 1,200 ・ 公園施設整備事業 2,200 ・ 市営住宅整備事業 5,500
6消 防 債	20,200	1,500	18,700	1消 防 債	1,500	・ 防災施設等整備事業 1,500
7教 育 債	346,200	26,000	320,200	1小学校債	600	・ 小学校施設整備事業 600
				2中学校債	10,100	・ 中学校施設整備事業 10,100
				3社会教育債	16,500	・ 中央公民館施設整備事業 16,500
8臨時財政対策債	195,000	134,100	60,900	1臨時財政対策債	134,100	・ 臨時財政対策債 134,100
計	1,929,200	22,100	1,907,100			

3 歳 出

(款) 8 消 防 費

(項) 1 消 防 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他				
									18 負担金補助及び交付金 196 ・ 佐倉市八街市酒々井町 消防組合分担金 196		
3非常備消防費	69,590	836	70,426				836	18 負担金補助及び交付金	836 消火栓維持管理費 836 18 負担金補助及び交付金 836 ・ 消火栓維持管理費負担金 1,694 ・ 消火栓新設負担金 858		
計	1,358,396	2,774	1,355,622	627	1,500		647				

(款) 9 教 育 費

(項) 1 教 育 総 務 費

3教育指導費	74,142	2,552	71,590				2,552	12 委 託 料	1,254	通学路安全対策事業費 2,412 12 委託料 1,254 ・ 交通誘導警備業務 1,254
								13 使用料及び賃借料	1,298	13 使用料及び賃借料 1,158 ・ スクールバス借上料 1,158 育て八街っ子推進事業費 140 13 使用料及び賃借料 140 ・ 自動車借上料 140
計	446,763	2,552	444,211				2,552			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国 支 出	県 金	地方債	その他				
1学校管理費	207,050	1,693	205,357			600		2,293	11 役務費	485	小学校施設整備事業費 1,083
									12 委託料	1,208	11 役務費 485 ・ 手数料 485 12 委託料 598 ・ 交進小学校外壁改修工事 設計業務 598 小学校施設維持管理費 610 12 委託料 610 ・ 浄化槽維持管理業務 610
2教育振興費	200,612	1,022	199,590		150			872	13 使用料及び 賃借料	722	小学校教育振興費 722
									19 扶助費	300	13 使用料及び賃借料 722 ・ 自動車借上料 722 小学校児童援助奨励費 300 19 扶助費 300 ・ 特別支援教育就学奨励費 300
計	529,400	2,715	526,685		150	600		3,165			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1学校管理費	112,330	87	112,243					87	12 委託料	87	中学校施設維持管理費 87 12 委託料 87 ・ 浄化槽維持管理業務 87
--------	---------	----	---------	--	--	--	--	----	--------	----	--

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国 支 出	県 金	地方債	その他				
2教育振興費	113,020	1,140	111,880	570			570	19 扶助費	1,140	中学校生徒援助奨励費 1,140 19 扶助費 1,140 ・ 特別支援教育就学奨励費 1,140	
3学校建設費	108,928	10,084	98,844			10,100	16	12 委託料	10,084	中学校施設改修事業費 10,084 12 委託料 10,084 ・ 調査設計業務 10,084	
計	334,278	11,311	322,967	570		10,100	641				

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1幼稚園費	181,607	3,917	177,690	2,937			980	18 負担金補助及び交付金	3,917	子育てのための施設等利用給付事業費 3,917 18 負担金補助及び交付金 3,917 ・ 子育てのための施設等利用給付交付金 3,917
計	181,607	3,917	177,690	2,937			980			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源				一般財源	区分		金額	
				国 支 出	県 金	地方債	その他					
2公民館費	118,611	16,469	102,142			16,500		31	10 需用費	1,084	中央公民館管理運営費	1,084
									12 委託料	1,093	10 需用費	1,084
									14 工事請負費	14,292	・ 光熱水費	1,084
											中央公民館整備事業費	15,385
											12 委託料	1,093
											・ 中棟・南棟・外灯等照明 設備改修工事監理業務	1,093
											14 工事請負費	14,292
											・ 施設等改修工事	14,292
3図書館費	149,630	1,000	148,630					1,000	10 需用費	1,000	図書館管理運営費	1,000
											10 需用費	1,000
											・ 光熱水費	1,000
計	378,659	17,469	361,190			16,500		969				

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1保健体育総務費	96,504	715	95,789					715	10 需用費	215	ピーナッツ駅伝大会運営費	500
									12 委託料	500	12 委託料	500
											・ ピーナッツ駅伝大会記録 計測業務	500
											体育振興費	215
											10 需用費	215

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国 支 出	県 金	地方債	その他				
										・ 消耗品費 215	
2学校保健費	28,427	1,445	26,982				1,445	11 役務費	283	学校保健管理費 1,445	
								12 委託料	1,162	11 役務費 283 ・ 手数料 283 12 委託料 1,162 ・ 健康診断業務 1,162	
3体育施設費	41,816	872	40,944				872	10 需用費	872	体育施設維持管理費 872 10 需用費 872 ・ 光熱水費 872	
4スポーツプラザ費	62,440	1,610	60,830				1,610	10 需用費	1,610	スポーツプラザ管理運営費 1,610 10 需用費 1,610 ・ 消耗品費 110 ・ 光熱水費 1,500	
5学校給食費	631,169	15,903	615,266				15,903	10 需用費	7,800	一般管理費 4,060 12 委託料 4,060 ・ 学校給食費管理システム 導入業務 4,060 調理場給食事業費 11,843 10 需用費 7,800 ・ 燃料費 5,419 ・ 光熱水費 2,381 12 委託料 4,043 ・ 学校給食調理業務 4,043	
								12 委託料	8,103		
計	860,356	20,545	839,811				20,545				